7 農林水産業関係

- ア 農業・農産物等
- イ 林業
- ウ 水産業
- エ その他

(3) 個別事項

ア 農業・農産物等

事 項 名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	平成 14 年度	平成15年度	
麦の価格政策等 (農林水産省)	今後の麦政策については、「新たな麦政策大綱」 (平成10年5月29日省議決定)を踏まえ、逐次施策の 具体化を図り、必要な措置を講ずる。	「新たな麦政策大綱」に示された転換 プログラムを踏まえ ながら、逐次実施			
農産物検査 (農林水産省)	農産物検査については、平成13年度以降、民間検査機関の登録や当該機関の検査員の養成等を適切に行い、平成18年度の検査の原則完全民営化に向けて、着実に民間移行を図る。	登録の実施、民間移行			
農業生産法人制度 (農林水産省)	農地法の一部を改正する法律により、平成13年3月から、農業生産法人の一形態として、新たに株式会社が追加されたこと等を踏まえ、農家等の農業関係者が構成員の中心となり、農業協同組合・バイオ産業・食品産業等の参加を得つつ、株式会社形態等農業経営の法人化を進める。	逐次実施			
遺伝子組換え農産 物に係る品質表示 (農林水産省)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する 法律(JAS法)に基づく遺伝子組換え農産物に係 る品質表示基準については、遺伝子組換え農産物の 流通及び原料としての使用の実態、検出方法の進歩 等に関する新たな知見、消費者の関心、国際的な規 格の検討状況等を踏まえつつ、必要な見直しを行 う。見直しに当たっては、食品製造業者等に対して 過度の負担を強いる基準とならないよう留意する。	逐次実施			
遺伝子組換え技術 の環境安全性 (農林水産省)	農産物等に係る遺伝子組換え技術の環境に対する 安全性については、国民の理解(パブリック・アクセプタンス)の確保を図るため、遺伝子組換え技術に関する情報公開、広く国民一般を対象とした会議の開催等、消費者の関心に的確にこたえる取組を推進する。	逐次実施			
国内産糖製造事業 者の指定製造施設 の設置承認	平成12年10月から新たな糖価調整制度を導入した ところであり、甘味資源作物及び国内産糖企業の在 り方についての環境変化の状況を踏まえ、甘味資源	の在り方	乍物及び国内 こついての環 まえつつ検診	買う変化の	

事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	
(農林水産省)	特別措置法第13条第2項第1号の規定について検討を行う。				
酪農事業施設の設 置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第 2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等 暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成 13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状 況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた 制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し			
中山間地域等直接 支払制度 (農林水産省)	中山間地域等直接支払制度について、制度の的確かつ効果的な運用を確保する観点から、その実施状況及び効果について必要な検証を行い、結果を公表する。また、その検証に基づき、中山間地域の農業をめぐる諸情勢の変化、農用地等の維持・管理の状況等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。	検証		検証	
土地改良制度 (農林水産省)	土地改良事業の適正かつ円滑な推進を通じて我が 国農業の生産性の向上を図り、農業の体質強化を促 進する等の観点から、国・県営土地改良事業の計画 概要について地域住民等から意見を聴取する仕組み を導入する等、土地改良制度について見直しを行 う。 (第151回国会に関係法案提出)	措置 (法辖成金公 布· 施)			

イ 林業

事項名	措置内容	実施予定理	[施予定時期	期	
		平成13年度	平成14年度	平成15年度	
森林計画制度 (農林水産省)	持続可能な森林経営を推進し、森林の多様な機能 の持続的発揮を図るため、全国森林計画を変更する とともに、森林計画制度について、次の見直しを行 う。	措置 (法律案成立後、 全国森林計画の変 更)			

事 項 名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	a 地域の合意の下、重視すべき機能に応じた森林 の区分を導入し、当該区分に応じて、針葉樹と広 葉樹の特性もいかしつつ適切な森林施業を推進す る。 (第151回国会に関係法案提出)	(法律案成立後公		
	b 森林施業計画の認定要件を見直すとともに、一定の要件を満たす施業・経営の受託者を森林施業計画の作成者に追加する。あわせて、造林関係補助事業においても、これらの者を事業主体に追加する。 (第151回国会に関係法案提出)	(法律案成立後公		
	c 森林整備の状況等に関する評価手法を整備する。	検討	検討	結論
	d 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を行う。	逐次実施		
林道の規格・構造 (農林水産省)	林道の開設コストの低減を図り、効率的・効果的な林道整備を推進するとともに、間伐の促進等に資するため、林道の規格・構造の弾力化を検討する。	検討	措置	
保安林の指定施業 要件 (農林水産省)	森林の多様な機能の持続的発揮に資するため、保 安林の指定施業要件の基準を見直す。	措置		

ウ 水産業

事 項 名	措置内容	実施予定時期		
	日 旦 四 台	平成13年度	平成14年度	平成15年度
水産資源管理制度 (農林水産省)	循環型社会の構築等の観点から、水産資源の適切 な保存及び管理と持続的利用を図るため、現行制度 を見直し、広域的な海域における資源の管理に適切 に対応し得る資源管理体制の整備等の所要の措置を	措置 (法辖成设公 布· 施)		

事 項 名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	講ずる。 (第151回国会に関係法案提出)			
漁業権の管理 (農林水産省)	漁業権制度について、次の見直しを行う。 a 特定区画漁業権の対象養殖業の見直し b 定置漁業権及び区画漁業権の免許の優先順位等の見直し c 漁協の広域合併の進展に対応した漁業権管理の仕組みの見直し (第151回国会に関係法案提出)	措置 (法釋成立後公 布· 施行)		
漁業許可制度 (農林水産省)	漁業許可制度について、次の見直しを行う。 a 許可の承継に係る制限の緩和 (第151回国会に関係法案提出)	措置 (法釋成立後公 布• 施行)		
	b 指定漁業と承認漁業の統合等の許可制度の見直 し	検討	一部措置	措置
	c 漁業の操業に係る規制の見直し	検討	一部措置	措置
漁船管理制度(農林水産省)	漁船建造に係る手続を迅速化し、漁業経営上の負担を軽減するため、漁業許可制度等との関係を考慮しつつ、漁船管理制度について、次の見直しを行う。 a 漁業の管理区分と漁船の確認の権限者を一致させる。 b 漁船の登録票等の検認期間を延長する。 c 都道府県知事が行っている漁船工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による統一的な実施を含め、所要の措置を講ずる。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後公布	措置(施行)	

エその他

事 項 名	措置内容	5	実施予定時期		
	指 <u>国</u> 内 台	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
生鮮食料品流通制 度 (農林水産省)	卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面で対抗し得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。	検討	検討	結論	
競走馬の出走制限 (農林水産省)	外国産馬の出走制限緩和について、日本中央競馬会において、平成11年11月に策定した「外国産馬の出走制限緩和計画」(計画期間:平成12年~16年)に沿って着実に実行する。	計画実行			